

平成23年4月1日から産業廃棄物収集運搬業の 許可制度が変わります！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、平成23年4月1日に施行されます。
今回の改正により、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可(積替え、保管を含まない)が合理化され、**原則として福岡県知事の許可のみで県内全域の収集運搬業が可能**になります。

そのため、北九州市長、福岡市長、大牟田市長及び久留米市長(以下「政令市長」という。)の許可については、平成23年4月1日に失効します。

ただし、今回の改正には合理化対象外及び経過措置が設けられていますので御注意ください。

< 合理化対象外 >

- 1 福岡県内において、北九州市長の許可しか受けていない収集運搬業者
- 2 積替え、保管を含む北九州市長の許可を受けている収集運搬業者
今回の改正による変更はありません。

< 経過措置 >

- 1 北九州市長の許可品目のうち、福岡県知事の許可品目に含まれないものがある場合

経過措置として、福岡県知事から事業の範囲の変更許可を受けなくても、北九州市長の許可の有効期間内は、北九州市内のみで収集運搬を続けることができます。

しかし、北九州市長の許可の有効期限後も、従前どおりの事業の範囲で収集運搬を行いたい場合は、北九州市長の許可の有効期間が満了するまでに、福岡県知事から事業の範囲の変更許可を受ける必要があります。

なお、福岡県知事から変更許可を受けることにより、北九州市長の許可の許可品目が福岡県知事の許可の許可品目にすべて含まれる場合は、福岡県知事の許可を受けた時点で、北九州市長許可は失効します。

- 2 福岡県内において、北九州市長の許可と、北九州市長以外の政令市長の許可を受けているが、福岡県知事の許可を受けていない収集運搬業者の場合

経過措置として、福岡県知事の許可を受けなくても、それぞれの政令市長の許可は、その有効期間内に限り、それぞれの市内で収集運搬を続けることができます。

しかし、それぞれの政令市長の許可の許可期限後も、従前どおり収集運搬業を行うためには、それぞれの政令市長の許可の有効期間が満了するまでに、福岡県知事の許可を新たに受ける必要があります。

なお、福岡県知事の許可を受けることにより、政令市長の許可品目が福岡県知事の許可品目にすべて含まれた場合は、福岡県知事の許可を取得した時点で政令市長の許可は失効します。